

令和5年度 土地改良換地士資格試験

A-1

1. これから試験を始めます。
2. 問題を読み始める前に、A-2（マークシート）の解答用紙の該当欄にあなたの受験番号を記入するとともに受験番号の英数字をぬりつぶして下さい。
3. 試験A-1は、知識に関する試験の問題で、全部で50問あります。
4. 試験問題をよく読んで、A-2（マークシート）にある当該問題番号の解答欄で正解と思う数字を一つぬりつぶして下さい。解答のぬりつぶし方は、A-2の解答記入例（ぬりつぶし方）を参照して下さい。
なお、正解は1問について一つしかないので、二つ以上ぬりつぶすと正解となりません。（問22については、解答例に従ってぬりつぶして下さい。）
5. 解答時間は、2時間30分です。

(問 1) 土地改良法の目的及び原則に関する次の文章中、**ア**から**オ**までの空欄に**最も適当なもの**を選びその番号を記入せよ。

この法律は、**ア**の改良、開発、保全及び**イ**に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の**ウ**及び**エ**の改善に資することを目的とする。

土地改良事業の施行に当たっては、その事業は、**オ**との調和に配慮しつつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するとともに国民経済の発展に適合するものでなければならない。

- | | | | | |
|---|---------|---------|----------|-----------|
| ア | 1) 農用地 | 2) 耕作地 | 3) 土 壤 | 4) 土地改良施設 |
| イ | 1) 集団化 | 2) 流動化 | 3) 適正化 | 4) 最適化 |
| ウ | 1) 所得拡大 | 2) 規模拡大 | 3) 選択的拡大 | 4) 収量増加 |
| エ | 1) 農業構造 | 2) 農村環境 | 3) 農村生活 | 4) 農業技術 |
| オ | 1) 景観 | 2) 環境 | 3) 地域 | 4) 社会 |

(問 2) 土地改良区の設立手続に関する次の記述中、**誤っているもの**はどれか。

- 1 土地改良区設立の認可申請をする者は、2以上の土地改良事業の施行を目的として1の土地改良区を設立することができる。
- 2 都道府県知事は、土地改良区設立の認可申請があったときは、土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行ってその適否を決定し、その旨を当該申請人に通知しなければならない。
- 3 土地改良区設立の認可については、審査請求をすることができない。
- 4 土地改良区設立の認可申請をする者は、都道府県知事の設立認可があったときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(問 3) 土地改良区の准組合員に関する次の記述中、**誤っているもの**はどれか。

- 1 土地改良区は、定款に准組合員たる資格を定めたときは、当該定款に准組合員の加入及び脱退に関する事項を記載しなければならない。
- 2 准組合員たる資格を有する者が土地改良区に加入しようとするときは、土地改良区は、正当な理由がないのにその加入を拒んではならない。
- 3 准組合員は、総会における議決権並びに役員及び総代の選挙権を有しない。
- 4 土地改良区は、いかなる場合も、准組合員に対して、金銭、夫役又は現品を賦課徴収することができない。

(問 4) 土地改良区の総会及び総代会に関する次の記述中、**正しいもの**はどれか。

- 1 土地改良区の解散又は合併に関する総会の議事は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決しなければならない。
- 2 組合員の数100人を超えない土地改良区であっても、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。
- 3 総代の定数は、30人以上とし、定款で定めなければならない。
- 4 総代は、総代会において代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができない。

(問 5) 土地改良区の役員に関する次の記述中、**誤っているもの**はどれか。

- 1 役員は、定款で定めるところにより、必ず選挙により選出しなければならない。
- 2 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。
- 3 理事は、必要と認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。
- 4 土地改良区と理事との契約又は争訟については、監事が土地改良区を代表する。

(問 6) 土地改良区の定款の変更に関する次の記述中、**正しいもの**はどれか。

- 1 定款の変更は、都道府県知事の認可を受けなければならない。
- 2 定款の変更は、都道府県知事の認可を受けるまでは、これをもって第三者（組合員、准組合員又は施設管理准組合員を除く。）に対抗することができない。
- 3 土地改良区は、区債又は借入金がある場合には、いかなる場合であっても、経費の分担に関する定款を変更することができない。
- 4 定款の変更に関する総会の議事は、総組合員の3分の2以上が出席し、その議決権の過半数で決する。

(問 7) 土地改良区の経費の賦課徴収に関する次の記述中、**正しいもの**はどれか。

- 1 土地改良区は、規約で定めるところにより、その事業に要する経費に充てるため、組合員に対して金銭を賦課徴収することができる。
- 2 土地改良区は、市町村に対し、その事業に要する経費に充てるための金銭の徴収を委任することができる。
- 3 土地改良区の組合員は、土地改良区から賦課された金銭の徴収について、相殺をもって対抗することができる。
- 4 土地改良区の監事は、都道府県知事の認可を受けて、滞納処分を行うことができる。

(問 8) 国又は都道府県が行う土地改良事業に関する次の記述中、**誤っているもの**はどれか。

- 1 土地改良事業の参加資格を有する者は、その資格に係る土地を含む一定の地域を定め、その地域に係る土地改良事業を国が行うべきことを、農林水産大臣に申請することができる。
- 2 国が行う換地計画を定める土地改良事業の事業計画は、農用地の改良、開発、保全又は集団化に関し、専門的知識を有する技術者の調査報告に基づかなければならない。
- 3 土地改良区は、施設更新事業を都道府県が行うべきことを、総会又は総代会の議決を経て都道府県知事に申請することができる。
- 4 都道府県知事は、換地計画を定める土地改良事業の工事に着手し、又はその工事を完了した場合には、遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(問 9) 民法上の代理に関する次の記述中、**誤っているもの**はどれか。

- 1 委任による代理人は、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない。
- 2 代理人が本人のためにすることを示さずに意思表示をした場合であっても、その権限内において本人のためにした行為は、本人に対して直接にその効力を生ずる。
- 3 他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後にその代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、代理権の消滅の事実を知らなかった第三者に対してその責任を負う。ただし、第三者が過失によってその事実を知らなかったときは、この限りでない。
- 4 代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方がその目的を知り、又は知ることができたときは、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。

(問 10) 地役権に関する次の記述中、**誤っているもの**はどれか。

- 1 土地の共有者の一人が時効によって地役権を取得したときは、他の共有者も、これを取得する。
- 2 要役地の所有権とともに地役権が移転したときは、要役地につき所有権の移転登記がされていれば、地役権の移転を受けた者は、これを第三者に対抗することができる。
- 3 地役権は、継続的に行使されるか、又は外形上認識することができるものである場合に限り、時効によって取得することができる。
- 4 地役権者がその権利の一部を行使しないときは、その部分のみが時効によって消滅する。

(問 11) 占有権に関する次の記述中、**正しいもの**はどれか。

- 1 Aは、Bが所有者Cに無断で占有していた甲船舶を、Bの所有物であると過失なく信じて購入し、現実の引渡しを受けた。この場合において、甲船舶が船舶法による登録を受けた船舶であっても、Aは甲船舶を即時取得する。
- 2 Aは、A所有の甲自動車を占有しているBに対し、所有権に基づき甲自動車の返還を請求した。この場合において、Aは、Bに占有権原がないことを主張・立証しなければならない。
- 3 Aは、B所有の甲建物を自己の所有物であると信じて占有し、その修繕や管理を行うとともに、第三者に賃貸して賃料を収受していた。この場合において、Aは、Bに甲建物を返還する際、修繕・管理のために支出した通常必要費をBから償還させることはできない。
- 4 A所有の甲指輪が盗まれ、その事実について善意無過失のBが、公の市場において甲指輪を買い受けた。この場合において、Aは、Bに対してBが支払った代価を弁償しなくても、甲指輪の回復を求めることができる。

(問 12) 詐害行為取消権に関する次の記述中、**正しいもの**はどれか。

- 1 被保全債権が発生し、かつ、その履行期が到来した後にされた行為でなければ、これについて詐害行為取消権を行使することはできない。
- 2 債権者は、受益者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、その行為によって受益者に移転した財産の返還を請求することができる。受益者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる。
- 3 詐害行為取消請求に係る訴えは、債務者が債権者を害することを知って行為をしたことを債権者が知った時から二年を経過したときは、提起することができない。行為の時から五年を経過したときも、同様とする。
- 4 金銭債務に対する弁済については、過大な代物弁済である場合を除き、詐害行為取消権を行使することはできない。

(問 13) 所有者不明土地に関する次の文章中、**ア**から**オ**までの空欄に、下の枠内の字句の中から**最も適当なもの**を選び、その番号を記入せよ。

所有者不明土地管理人が選任された場合には、所有者不明土地管理命令の対象とされた土地又は**ア**及び所有者不明土地管理命令の効力が及ぶ**イ**並びにその管理、処分その他の事由により所有者不明土地管理人が得た財産（以下「所有者不明土地等」という。）の管理及び処分をする権利は、所有者不明土地管理人に**ウ**する。所有者不明土地管理人が**エ**又は所有者不明土地等の性質を変えない範囲内においてその利用若しくは**オ**を目的とする行為の範囲を超える行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。ただし、この許可がないことをもって善意の第三者に対抗することはできない。

1 開発	2 専属	3 帰属	4 共有物
5 保全	6 共有持分	7 管理行為	8 動産
9 保存行為	10 改良		

(問 14) 不動産登記に関する次の記述中、**正しいもの**はどれか。

- 1 更正の登記とは、登記事項を訂正する登記をいい、当該登記事項に遺漏があった場合に限ってすることができる。
- 2 附属建物とは、表題登記がある建物に附属する建物であって、当該表題登記がある建物と一体のものとして一個の建物として登記される。
- 3 国又は地方公共団体が登記権利者となって権利に関する登記の嘱託をするときは、官庁又は公署は、登記義務者の承諾を得る必要はない。
- 4 地目又は地積について変更があったときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その変更があった日から6か月以内に、当該地目又は地積に関する変更の登記を申請しなければならない。

(問 15) 不動産の表示に関する登記についての次の記述中、**誤っているものはどれか。**

- 1 土地の地目について変更があった後に当該土地の表題部所有者又は所有権の登記名義人となった者は、当該地目に関する変更の登記を申請する義務を負う。
- 2 合筆の登記を申請する場合には、合筆後の土地の地積測量図を添付する必要はない。
- 3 抵当権の登記がある土地であっても、当該土地の分筆の登記をすることができる。
- 4 登記記録上の地目が墓地である土地の地積の求積結果が50.102㎡であった場合には、登記記録上の地積は、50.102㎡と記載される。

(問 16) 次に掲げるもののうち、不動産登記において**地目として定めることができないもの**はどれか。

- 1 雑種地
- 2 鉱泉地
- 3 遊休地
- 4 用悪水路

(問 17) 筆界特定制度に関する次の記述中、**正しいもの**はどれか。

- 1 対象土地（不動産登記法第123条第3号）の筆界について、既に当該筆界の確定を求める訴えが提起され、その訴訟が係属している場合において、その後に当該筆界に係る筆界特定の申請がされたときは、筆界特定登記官は、当該申請を却下しなければならない。
- 2 筆界特定書の写しの交付を請求することができる者は、筆界特定の申請人及び関係人に限られる。
- 3 筆界特定の申請をするにあたり、申請人及び関係人は、いずれも手数料を納付しなければならない。
- 4 土地の所有権の登記名義人は、当該土地の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の筆界特定登記官に対し、当該土地とこれに隣接する他の土地との筆界について、筆界特定の申請をすることができる。

(問 18) 土地改良登記令の規定による代位登記に関する次の記述中、**誤っているもの**はどれか。

- 1 土地改良事業を行う者は、必要があるときには、所有者に代わって未登記の土地の表題登記を申請することができる。
- 2 土地改良事業の施行により建物について変動があった場合であっても、当該建物の表示に関する登記の申請は、換地処分による登記の申請と併せてする必要はない。
- 3 土地改良事業を行う者は、必要があるときには、土地の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人その他の一般承継人に代わって土地の地目の変更の登記を申請することができる。
- 4 土地改良事業を行う者は、必要があるときには、所有者に代わって、当該土地の分筆の登記を申請することができる。

(問 19) 土地改良法に基づく換地処分の登記に関する次の記述中、**正しいもの**はどれか。

- 1 土地改良事業の施行に係る地域が二以上の登記所の管轄区域にわたる場合であっても、換地処分による登記の申請は、当該地域を管轄する登記所のいずれか一つにすれば足りる。
- 2 換地処分があった旨の公告があったときは、土地改良事業を行う者は、当該公告のあった日を登記原因の日付として、換地処分による登記を申請しなければならない。
- 3 換地処分による登記の申請は、当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地で登記すべきものの全部について、一の申請情報によってしなければならない。
- 4 換地計画において換地と定められた土地の上に既登記の地役権が存続すべき場合において、当該地役権設定の範囲が換地の一部であるときには、換地処分による登記の申請に際し、地役権図面を登記所に提供する必要はない。

(問 20) 戸籍に関する次の記述中、**誤っているもの**はどれか。

- 1 出生の届出は、14日以内（国外で出生があったときは3か月以内）にこれをしなければならない。
- 2 死亡の届出は、届出義務者が、死亡の事実を知った日から7日以内（国外で死亡があったときは、その事実を知った日から3か月以内）にこれをしなければならない。
- 3 死亡した者に同居の親族がいる場合であっても、家主は死亡の届出をすることができる。
- 4 戸籍の届出は、届出事件の本人の本籍地でこれをしなければならず、届出人の所在地で届出をすることはできない。

(問 21) 土地改良法に基づく換地処分と交換分合に関する次の記述中、**誤っているもの**はどれか。

- 1 換地処分の登記と交換分合の登記のどちらも、土地改良登記令の定めるところにより行われる。
- 2 交換分合は土地改良事業の一つであるが、換地処分は土地改良事業の一つではない。
- 3 換地処分は、換地処分があった旨の公告の日の翌日から、交換分合は、交換分合計画の認可があった旨の公告の日の翌日から、それぞれ効果が発生する。
- 4 換地処分と交換分合のどちらも、農業協同組合が実施主体になることができる。

(問 22) 次の設例の場合において、**集団化率を求めよ**。

なお、集団化率は小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで求めるものとする。

[解答例]

「64.5%」の場合 百の位の「0」、十の位の「6」、一の位の「4」、小数点以下第1位の「5」をぬりつぶすこと。

[設 例]

① 関係農家数	191戸
② 関係権利者数	250人
③ 従前の土地の筆数	1,440筆
④ 従前の土地の団地数	710団地
⑤ 換地の筆数	380筆
⑥ 換地の団地数	320団地

(問 23) 換地計画書の記載内容に関する次の記述中、**誤っているもの**はどれか。

ただし、「所有権に関する明細」をAとし、「所有権以外の使用及び収益を目的とする権利に関する明細」をBとし、「その他特別の定めをする土地の明細」をCとする。

- 1 所有権以外の権利として賃借権のみ設定されている従前の土地を「A及びB」に記載した。
- 2 市町村が普通財産として所有している従前の土地（所有権以外の権利が設定されていない）を「Cのみ」に記載した。
- 3 土地改良区が水路の敷地として所有している従前の土地（所有権以外の権利が設定されていない）を「Aのみ」に記載した。
- 4 所有権以外の権利として抵当権が設定されている従前の土地を「Aのみ」に記載した。

(問 24) 次の文章中、からまでの空欄に**最も適当なもの**を選びその番号を記入せよ。

換地計画においては、従前の土地の全部又は一部について所有権及び以外の権利又は処分の制限がある場合には、これにする換地は、その権利又は処分の制限の目的たる土地又はその部分をして定めなければならない。

この場合において、先取得権、質権又はの目的たる土地又はその部分をして換地を定める場合には、そのに係る土地又はその部分は、当該権利の目的となっている従前の土地の全部又は一部のと同等以上ののものでなければならない。

- | | | | | |
|---|--------|--------|--------|--------|
| ア | 1) 地役権 | 2) 地上権 | 3) 抵当権 | 4) 賃借権 |
| イ | 1) 符合 | 2) 対応 | 3) 照合 | 4) 照応 |
| ウ | 1) 分離 | 2) 指定 | 3) 特定 | 4) 限定 |
| エ | 1) 地役権 | 2) 地上権 | 3) 抵当権 | 4) 賃借権 |
| オ | 1) 金額 | 2) 価値 | 3) 価格 | 4) 評価 |

(問 25) 次の設例において、特別換地の同意(土地改良法第53条第1項ただし書の同意)を**必要としないもの**はどれか。

[設 例]

換地計画書中地区総計表

従前の土地の総地積 (ΣO)	4,526,230 m^2
換地の総地積 (ΣS)	4,134,117 m^2

- 1 従前の土地4,598 m^2 に対する換地3,398 m^2
- 2 従前の土地3,887 m^2 に対する換地4,292 m^2
- 3 従前の土地5,998 m^2 に対する換地4,345 m^2
- 4 従前の土地7,555 m^2 に対する換地5,299 m^2

(問 26) 次に掲げる施設の用に供する土地のうち、共同減歩による創設換地(土地改良法第53条の3第1項の規定により換地とみなされる土地)として**定めることができないもの**はどれか。

ただし、いずれの施設も当該土地改良事業の施行に係る地域内で農業を営む者が主として利用し、かつ、その大部分が利用するものとする。

- 1 農作物育成管理用施設
- 2 農業協同組合の事務所
- 3 農機具保管修理施設
- 4 種苗貯蔵施設

(問 27) 特別減歩又は不換地見合いの創設換地（土地改良法第53条の3の2第1項の規定により換地とみなされる土地）に関する次の記述中、**誤っているもの**はどれか。

- 1 創設農用地換地を取得しようとする農業者は、耕作又は養畜の業務に必要な農作業に年間150日以上従事すると認められることが必要である。
- 2 換地計画に係る地域内の農業者は、創設農用地換地の取得者になることができる。
- 3 換地計画に係る地域の全部若しくは一部及びその周辺の地域をその事業実施地域に含む農地中間管理機構は、創設農用地換地の取得者になることができる。
- 4 市町村は、土地改良事業計画において定められた土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域内の住宅団地用地の取得者になることができる。

(問 28) とび換地（土地改良法第52条第2項の規定に基づき、一の区に係る換地計画において、他の区の区域内にある土地を従前の土地として、これにつき換地を定め、又は定めないこと）に関する次の記述中、**誤っているもの**はどれか。

- 1 とび換地は、同一の県に所在する当該一の区と当該他の区との間でのみ定めることができる。
- 2 とび換地は、当該一の区及び当該他の区に係る従前の土地に抵当権が設定されている場合であっても、定めることができる。
- 3 とび換地を定める場合には、換地処分の公告は、当該一の区に係る換地計画及び当該他の区に係る換地計画について同時にしなければならない。
- 4 とび換地を定める場合には、当該一の区において従前の土地とされた土地は、当該一の区以外のいずれの区に係る換地計画においても、従前の土地とすることができない。

(問 29) 機能交換（土地改良法第54条の2第6項及び第7項の規定による国又は地方公共団体が所有する土地の所有権の消滅及びそれに代わるべき土地の帰属）に関する次の記述中、**正しいもの**はどれか。

- 1 都道府県が所有し、土地改良区が管理する農業用排水路の敷地について、都道府県道の敷地として機能交換の対象とすることができる。
- 2 市町村が所有し、土地改良区が管理する農業用排水路の敷地は、機能交換の対象とすることができる。
- 3 都道府県が所有し管理する用途が既に廃止されていた河川の敷地についても、機能交換の対象とすることができる。
- 4 土地改良事業の施行地域外にある道路であっても、その施行地域内の道路に接続している敷地については、機能交換の対象とすることができる。

(問 30) 次に掲げる場合のうち、特別減歩（土地改良法第53条の2の2第1項の規定により従前の土地について地積を特に減じて換地を定めること）を行うにつき各権利の設定権者の**同意を得なければならないものはいくつあるか**。

- ア 従前の土地に地役権が設定されている場合
- イ 従前の土地に賃借権が設定されている場合
- ウ 従前の土地に地上権が設定されている場合
- エ 従前の土地に抵当権が設定されている場合

- 1) 1つ 2) 2つ 3) 3つ 4) 4つ

(問 31) 土地改良区が行う土地改良事業に係る換地計画において、当該土地改良区が徴収し又は支払う清算金に関する次の記述中、**正しいもの**はどれか。

- 1 土地改良区は、換地計画において定められた清算金を滞納する者がある場合には、都道府県知事の認可を受けて、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。
- 2 土地改良区は、換地計画において定められた清算金の徴収及び支払を市町村に委任することができる。
- 3 土地改良区は、換地計画において定められた清算金を支払う場合において、当該土地に抵当権があるときは、当該抵当権者から供託をしなくてもよい旨の申し出があった場合を除き、その清算金の全額を供託しなければならない。
- 4 土地改良区が当該土地改良事業によって生ずる土地改良施設の用に供する土地を取得するときは、金銭による清算を行う必要はない。

(問 32) 次の設例において、従前の土地に対して換地を定めた場合、比例地積清算方式による清算金の額として**正しいもの**はどれか。

ただし、当該清算金の額を事業主体が権利者から徴収する場合は「徴収」、事業主体が権利者に支払う場合は「支払」とする。

また、清算金の額は、算出後の1円未満の端数を切り捨てたものとする。

[設 例]

① 従前の土地	地積 8,002m ²	評定価額 2,960,740円
② 換地	地積 7,800m ²	評定価額 3,237,000円
③ 従前の土地の総地積	354,290m ²	
④ 換地の総地積	348,965m ²	
⑤ 従前の土地の総評定価額	147,052,353円	
⑥ 換地の総評定価額	155,724,623円	

- 1 支払額 80,387円
- 2 徴収額 80,387円
- 3 支払額 101,653円
- 4 徴収額 101,653円

(問 33) 土地改良法第53条の6に規定する使用及び収益の停止に関する次の文章中、
ア から オ までの空欄に最も適当なものを選びその番号を記入せよ。

土地改良区は、ア において、土地改良事業の工事のため必要がある場合又は
イ に基づき換地処分を行うにつき必要がある場合には、イ において換地を
定めないとされる従前の土地につき、ウ を有する者に対し、期日を定めて、
その期日からその土地の全部又は一部について使用し及び収益することを停止させる
ことができる。この場合には、その期日のエ までに、その旨をウ を有する
者に通知しなければならない。

この通知を受けた者は、使用及び収益の停止の期日からオ までは、その従前
の土地の全部又は一部について使用及び収益をすることができない。

- ア 1) 工事を行う前 2) 換地処分を行う前 3) 換地計画の決定を行う前
4) 営農計画の決定を行う前
- イ 1) 土地改良長期計画 2) 土地改良事業計画 3) 換地計画
4) 営農計画
- ウ 1) 所有権 2) 耕作権 3) 土地改良法第3条に規定する資格
4) 土地改良法第5条第7項に掲げる権利
- エ 1) 相当期間前 2) 5日前 3) 前日 4) 到来する日
- オ 1) 換地処分の公告がある日 2) 換地処分の通知がある日
3) 換地処分による登記がされる日 4) 工事の完了公告がある日

(問 34) 次の設例において、権利者会議（土地改良法第52条第5項の規定に基づき開催する会議）を**開催するのに必要な出席者数及び議決に必要な賛成者数は、最小限それぞれ何人か。**

ただし、権利者会議の議長は出席者の中から1人選出するものとし、出席者はそれぞれ1つの権利に基づき出席するものとする。

[設 例]

① 所有者	361人
② 質権者	6人
③ 賃借権者	37人
④ 地上権者	2人
⑤ 抵当権者	3人
⑥ 永小作権者	1人
⑦ 使用貸借による権利を有する者	22人
⑧ 機能交換の対象となる敷地の所有者としての 地方公共団体	2団体

1	出席者数	285人	賛成者数	190人
2	出席者数	286人	賛成者数	191人
3	出席者数	288人	賛成者数	192人
4	出席者数	290人	賛成者数	193人

(問 35) 土地改良区が定めた換地計画の認可申請に係る都道府県知事による適否の決定に関する次の記述中、**正しいもの**はどれか。

- 1 都道府県知事は、認可の申請書に係る市町村長の同意書が添付されていない場合は、適当とする旨の決定をすることができない。
- 2 都道府県知事は、認可申請のあった換地計画について適否を決定したときは、その旨を土地改良区及び関係農業委員会に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、認可申請のあった換地計画について適当とする旨の決定をしようとするときは、あらかじめ当該換地計画書の写しを縦覧に供しなければならない。
- 4 都道府県知事は、認可申請のあった換地計画の内容が、土地改良事業計画の内容と矛盾していないかどうかを審査する必要がある。

(問 36) 土地改良区が換地計画の認可申請書に添付する書類に関する次の記述中、**添付しなければならないもの**はどれか。

ただし、それぞれの書類に関する換地は、当該換地計画において定められているものとする。

- 1 当該換地計画に係る土地改良区の理事会の議事録の謄本
- 2 権利者会議（土地改良法第52条第5項の規定に基づき開催する会議）において、機能交換に係る権利者の同意があったことを証する書面
- 3 建築物の敷地を地区編入することについて、土地改良法第5条第7項に掲げる権利を有する者の同意があったことを証する書面
- 4 特別減歩（土地改良法第53条の2の2第1項の規定により、地積を特に減じて換地を定めること）の申出又は同意があったことを証する書面

(問 37) 土地改良区が行う換地計画の変更に関する次の記述中、**誤っているもの**はどれか。

- 1 従前の土地について存する権利の変更に伴う換地計画の変更を行う場合には、権利者会議の議決を経なければならない。
- 2 地域の名称の変更に伴う換地計画の変更を行う場合には、土地改良換地士の意見の聴取を省略することができる。
- 3 従前の土地の分合筆に伴う換地計画の変更を行う場合には、関係農業委員会の同意を得る必要はない。
- 4 従前の土地の分合筆に伴う換地計画の変更を行う場合には、都道府県知事の認可を受けなければならない。

(問 38) 土地改良区が行う換地処分に関する次の記述中、**誤っているもの**はどれか。

- 1 換地処分は、当該換地計画に係る土地につき土地改良法第5条第7項に掲げる権利を有する者に対し、その換地計画において定められた関係事項を通知して行う。
- 2 換地計画に係る地域の全部について当該土地改良事業の工事が完了する以前においても、当該土地改良事業の計画に別段の定めがある場合には換地処分をすることができる。
- 3 都道府県知事による換地処分の公告があった場合には、土地改良区は遅滞なく当該換地計画に係る土地及び建物について登記を申請しなければならない。
- 4 都道府県知事による換地処分の公告があった後でも、当該換地計画に係る土地について存する地上権は、なお従前の土地について存する。

(問 39) 土地改良区が行う一時利用地の指定に関する次の記述中、**正しいもの**はどれか。

- 1 一時利用地の指定により使用し及び収益することができる者のなくなった従前の土地については、都道府県知事が換地計画を認可する日まで、土地改良区がこれを管理する。
- 2 一時利用地の指定は、土地改良事業計画に定める土地改良法第7条第4項の非農用地区域内に存する従前の土地について行うことはできない。
- 3 一時利用地の指定により使用し及び収益することができる者のなくなった従前の土地については、その土地の所有者及び占有者の同意を得ることなく、当該土地改良事業の工事を行うことができる。
- 4 一時利用地の指定を受けた後は、従前の土地の所有者は、従前の土地の所有権を移転することができない。

(問 40) 従前の土地に抵当権が設定されている次の設例の場合において、供託すべき清算金の額として、**正しいもの**はどれか。ただし、抵当権者から供託不要の申出はないものとする。

[設 例]

① 従前の土地の地積	3,600㎡
② 従前の土地の評価額	2,592,000円
③ 従前地比例地積清算方式による1㎡あたりの増価額	20円
④ 換地の地積	3,000㎡
⑤ 換地の評価額	2,550,000円
⑥ 抵当権の債権額	2,600,000円

- 1 8,000円
- 2 42,000円
- 3 50,000円
- 4 114,000円

(問 41) 換地区（土地改良法第117条の規定により、土地改良事業の施行に係る地域を数区に分けた場合の当該区）の設定に関する次の記述中、**誤っているもの**はどれか。

- 1 土地改良区が土地改良事業の施行にあたり換地区を定めた場合、土地改良事業の工事に着手した場合の管轄登記所への届出は、換地区ごとに行う必要はない。
- 2 土地改良区が土地改良事業の施行にあたり換地区を定めた場合、土地改良事業計画には換地区ごとに農用地の集団化の方針を定めなければならない。
- 3 土地改良区が土地改良事業の施行にあたり換地区を定めた場合、土地改良事業の工事を完了した場合の都道府県知事への届出は、換地区ごとに行わなければならない。
- 4 換地区は、2以上の市町村の区域にわたって定めることができる。

(問 42) 換地計画に係る市町村の境界又は字の区域^{あざ}の変更に関する次の記述中、**誤っているもの**はどれか。

- 1 市町村の境界を変更する時は、総務大臣による告示が必要である。
- 2 市町村の境界の変更は、換地処分^{あざ}の公告があった日の翌日から効力を生ずる。
- 3 市町村の字の区域を変更する時は、市町村長による告示が必要である。
- 4 市町村の字の区域の変更は、換地処分^{あざ}の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

(問 43) 公共測量における位置表示の基準である平面直角座標系（平成14年国土交通省告示第9号）に関する次の記述中、**誤っているもの**はどれか。

- 1 平面直角座標系は、日本全国を19の座標系に区分し、それぞれに原点を設けている。
- 2 平面直角座標系で用いられる投影法は、ガウスの等角投影法である。
- 3 平面直角座標系のX軸上の地点では、平面直角座標系の北方向と真北方向は一致する。
- 4 平面直角座標系のX軸上の縮尺係数は1.0000である。

(問 44) 標準的な公共測量作業規程に基づき実施する基準点測量において、トータルステーションを用いる水平角の観測に関する次の記述中、**誤っているもの**はどれか。

- 1 方向観測法による水平角観測の良否は、倍角差と観測差で評価する。
- 2 倍角差の許容範囲は、対回観測間の目盛誤差を反映し、観測差の許容範囲より大きく定められている。
- 3 水平目盛盤の中心と鉛直軸の中心が一致していないために生じる偏心誤差は、望遠鏡の正（右）・反（左）の観測値を平均しても消去できない。
- 4 方向観測法における対回内の観測方向数は、観測時の機器の変動や気象変化を考慮し、制限が設けられている。

(問 45) 多角測量の単路線がほぼ南北方向にあるとき、方向角及び距離の誤差がX座標とY座標に及ぼす影響に関する次の記述中、**正しいもの**はどれか。

- 1 方向角のみに誤差があるときは、X座標に対する影響の方が大きい。
- 2 方向角のみに誤差があるときは、X座標、Y座標に対する影響は同じである。
- 3 距離のみに誤差があるときは、X座標に対する影響の方が大きい。
- 4 距離のみに誤差があるときは、Y座標に対する影響の方が大きい。

(問 46) 農地法に関する次の記述中、**正しいもの**はどれか。

- 1 農業委員会は、毎年1回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査を行わなければならない。
- 2 取得後の農地及び採草放牧地の面積の合計が50アール以上でなければ、当該農地又は採草放牧地を取得することができない。
- 3 底地を全てコンクリート張りした農業用ハウスを農地に設置するときは、農業委員会の許可を受けなければならない。
- 4 農地所有適格法人以外の法人が農地の使用貸借による権利又は賃借権を取得する場合において、その法人の業務執行役員のうち、1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められるときは、農業委員会は、上記の権利取得を許可することができる。

(問 47) 農業振興地域の整備に関する法律に関する次の記述中、**正しいもの**はどれか。

- 1 農用地区域内において宅地の造成等の開発行為をする者は、農業委員会に対し届出をしなければならない。
- 2 都道府県知事は、農業振興地域の区域の変更をしようとするときは、農林水産大臣及び関係市町村に対して協議しなければならない。
- 3 集団的に存在する農用地で2ヘクタール以上のものは、市町村の定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画において農業上の用途を指定して定めるものでなければならない。
- 4 都道府県知事が農業振興地域整備計画を定めようとするときは、都道府県機構及び都道府県土地改良事業団体連合会の意見を聴かなければならない。

(問 48) 農地法、農業経営基盤強化促進法に関する次の記述中、**正しいもの**はどれか。

- 1 都道府県知事は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに地域計画を策定する必要がある。
- 2 農地法上の農地等に該当するかは、土地の現況ではなく、登記簿上の地目によって判断する。
- 3 農地が地域計画の区域内に存する場合にあっては、農地台帳には、その旨を記録する。
- 4 国が農地を転用する場合には、その目的に関わらず、農地法に基づく許可は不要である。

(問 49) 道路法に関する次の記述中、**誤っているもの**はどれか。

- 1 市町村長は、市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合は、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。
- 2 土地改良区が、農業用水を供給するための水管を市町村道に設置する場合は、必ず道路管理者から許可を受けなければならない。
- 3 土地改良区が、農業用水を供給するための水管を市町村道に設置する場合は、必ず道路管理者に占用料を支払わなければならない。
- 4 国営土地改良事業により造成された道路について、市町村長が道路法に基づき市町村道として認定した場合には、用途を廃止した上で道路管理者である市町村長に譲与することができる。

(問 50) 国有財産法に関する次の記述中、**誤っているもの**はどれか。

- 1 国有財産の範囲には、不動産、船舶、航空機のほか、地上権や地役権も含まれる。
- 2 行政財産は、いかなる場合であっても私権を設定できない。
- 3 各省各庁の長は、その所管に属する行政財産を管理しなければならない。
- 4 普通財産は、土地改良区が用水路の用に供する場合、無償で貸し付けることができる。